

平成 29 年度社会福祉法人清和会事業計画

改正社会福祉法が平成 29 年 4 月 1 日に施行されるに伴い、①経営組織の在り方の見直し②事業運営の透明性の向上③財務規律の強化④地域における公益的な取組み等が平成 29 年度に取り組むべき重要な課題となります。

この状況を踏まえ、特別養護老人ホーム(ワールド及び第 2 ワールドナーシングホーム)、在宅介護支援センター(二宮・飯山満及び前原)、船橋市指定管理者施設(北老人デイサービスセンター、北老人福祉センター、ケアハウス市立船橋長寿園)の各施設・事業所について、適正な運営に努めます。

記

1. 基本方針

○法人の理念「We are not alone(私たちは一人ぼっちではない) 共に助け合って生きる」の原点に立ち、社会福祉法人としての使命のもと、地域福祉活動を推進する。

○国や市が推進する地域包括ケアシステム構想による高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続けられるよう、行政・地域・医療・介護が一体となって認知症への取り組みを進める等、介護サービスの強化に努める。

○職員一人ひとりが利用者に対して、安全・清潔な介護に努めるとともに、地域社会から信頼されるよう、向上心とチームワークを基本に業務を遂行する。

2. 法人及び各施設・事業所の主な推進事業

① 理事会及び評議員会の開催、監事監査の実施

② 法人の定款変更に伴う規定等の整備

③ 人財の確保と研修の実施

④ 市民を対象とした「認知症セミナー」の定期的な開催

⑤ 地域防災訓練・地区福祉まつり・公民館文化祭等の地域貢献事業の取組み

⑥ 人財育成を伴う人事評価制度の確立

⑦ 「労働安全衛生法」改正に伴う職員に対するストレスチェック制度の実施

⑧ 職場環境の整備及び助成金を活用したキャリアアップ、労務管理

⑨ 平成 26 年 3 月に取得した中野町土地活用に関する調査

⑩ 認知症カフェの取組み

⑪ 協力病院千葉病院と連携する介護サービスの実現

⑫ 法令遵守を基本とし、地域と連携する介護業務及び福祉活動の推進

3. その他、社会福祉法人清和会事業に関連すること